

保育の実施基準(選考基準)

区分		保 護 者 の 状 況 (同居の親族その他の者が児童の保育に当たれない場合に限る。)			選考指数	
①	外勤・ 自営業	事業所で常時及び時給、日雇等で就労している者 その他の不安定な就労者 本人が自営業を営む(主たる従事者)の場合		①-1外勤・自営業160時間以上	10	
				①-2外勤・自営業120時間以上	8	
				①-3外勤・自営業90時間以上	6	
				①-4外勤・自営業60時間以上	3	
				①-5外勤・自営業60時間未満	0	
②	内職	業者からの委託を受け、居宅内で物品の製造加工等に日々従事する者		②-1内職160時間以上	6	
				②-2内職120時間以上	5	
				②-3内職90時間以上	4	
				②-4内職60時間以上	2	
				②-5内職60時間未満	0	
③	出産等	出産	出産前8週間及び出産後8週間の間にある者	③-1出産	10	
④	疾病障害	疾病入院	父・母が概ね1箇月以上入院する場合	④-1疾病入院	10	
		居宅療養	常時寝たきり	疾病等のため概ね1箇月以上の寝たきりの状況になった者	④-2常時寝たきり	10
			長期安静	医師が長期加療(安静)を要すると診断した者	④-3長期安静	8
			一般療養	医師が概ね1箇月以上加療(安静)を要すると診断した者	④-4一般療養	6
		障害	重度	・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等を所持する者 ・上記と同程度と判断できる者	④-5障害重度	10
			中度		④-6障害中度	7
			軽度		④-7障害軽度	4
⑤	病人の 看護	入院付添	月160時間以上	概ね1箇月以上親族の入院の付添に当たる者	⑤-1入院付添160時間以上	10
			月120時間以上		⑤-2入院付添120時間以上	8
			月90時間以上		⑤-3入院付添90時間以上	6
			月60時間以上		⑤-4入院付添60時間以上	3
		居宅内介護	月160時間以上	同居の親族の長期居宅療養等の介護に当たる者	⑤-5居宅内介護160時間以上	8
			月120時間以上		⑤-6居宅内介護120時間以上	5
			月90時間以上		⑤-7居宅内介護90時間以上	4
			月60時間以上		⑤-8居宅内介護60時間以上	2
		障害児(者)等の介護		障害児(者)や同居の親族の介護通院等に当たる者	⑤-9障がい介護	10
⑥	家庭災害	居宅等の災害	火災、風水害、地震等による被害の復旧に当たる者	⑥-1災害	10	
⑦	特例	長期不在	父母が単身赴任、死亡、離別、行方不明、拘禁の場合	⑦-1父母長期不在	10	
		就学、技 能習得等	月160時間以上	各種学校に就学、職業訓練を受けている場合	⑦-2就学等160時間以上	10
			月120時間以上		⑦-3就学等120時間以上	8
			月90時間以上		⑦-4就学等90時間以上	6
			月60時間以上		⑦-5就学等60時間以上	3
		その他	上記以外の理由で明らかに保育できない場合	⑦-6その他	10	
⑧	調整基準	小学1年生の児童		⑧-1小学1年生	10	
		小学2年生の児童		⑧-2小学2年生	8	
		小学3年生の児童		⑧-3小学3年生	6	
		小学4年生の児童		⑧-4小学4年生	4	
		小学5年生の児童		⑧-5小学5年生	3	
		小学6年生の児童		⑧-6小学6年生	2	
		身体障害者手帳、療育手帳保持、又は支援を要する児童		⑧-7障がい等	3	
		校区外通学等、通学に配慮を必要とする場合		⑧-8校区外通学等	4	
		社会的養護が必要な世帯(虐待・DV・養育放棄のおそれ等)		⑧-9社会的養護	10	
		ひとり親(父又は母が死亡、離婚、行方不明、拘禁の場合)		⑧-10ひとり親	3	
		生活保護(生活保護法による被保護世帯)		⑧-11生活保護	3	

※継続、新規の区別せず指数の算定を行う。点数に差がない場合は、学年や家庭状況等を考慮して判断をする。